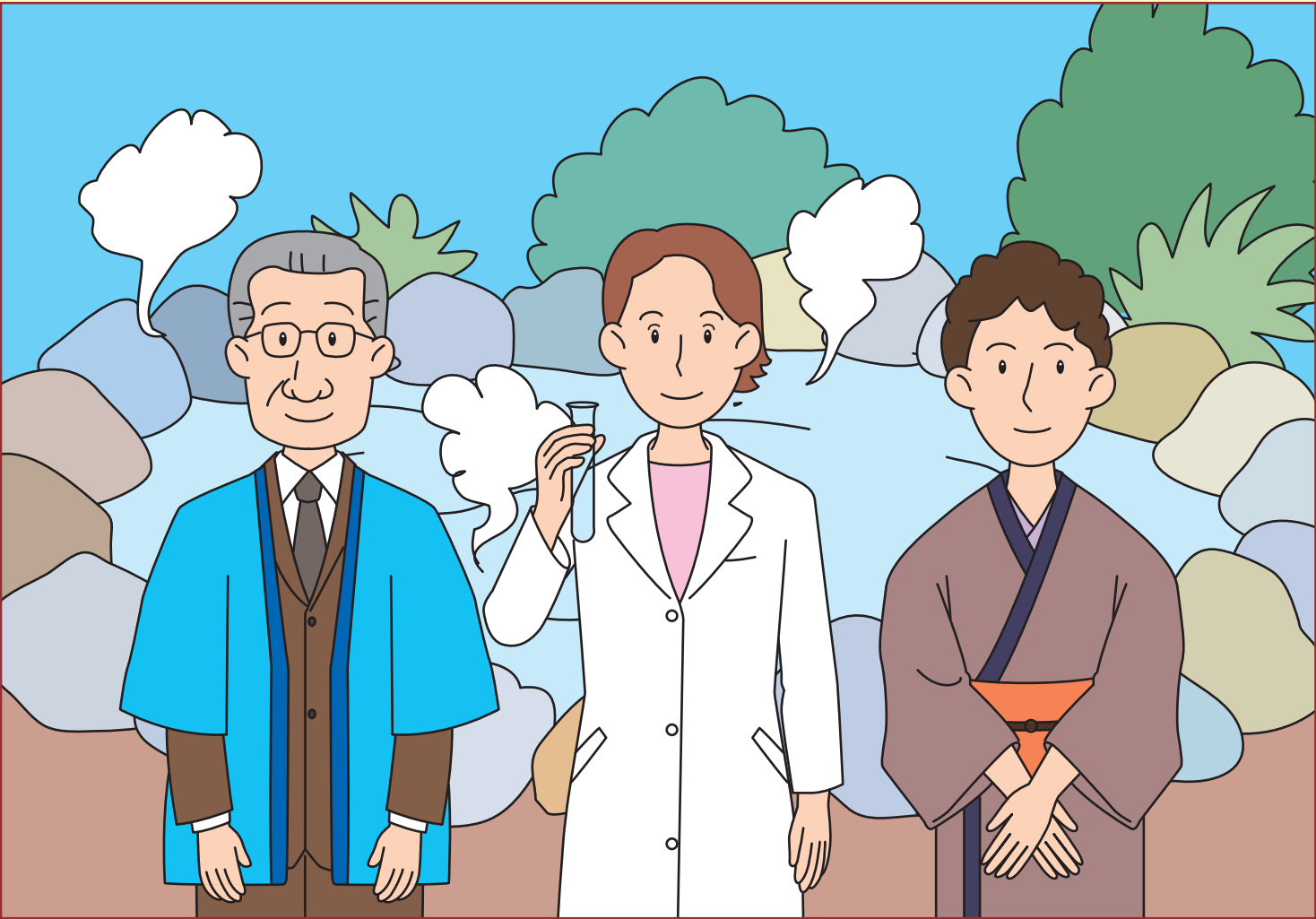


所在地	登 録 分 析 機 関 名	連 絡 先	所在地	登 録 分 析 機 関 名	連 絡 先
北海道	北海道立衛生研究所	011-747-2735	長野県	環境未来(株)分析センター	0263-99-1811
北海道	(財)北海道薬剤師会公衆衛生検査センター	011-824-1348	長野県	(社)上田薬剤師会検査センター	0268-29-1132
北海道	(株)ホクカン 環境化学分析センター	0166-24-5593	長野県	(社)長野市薬剤師会検査センター	026-227-3722
北海道	(株)環境総合科学	0144-75-2181	長野県	(株)環境技術センター	0263-27-1606
北海道	(株)環境科学研究所	0138-48-6211	岐阜県	岐阜県保健環境研究所	0583-80-2100
北海道	太平洋総合コンサルタント(株)	0154-41-2633	岐阜県	(財)岐阜県公衆衛生検査センター	058-247-1300
北海道	(株)岸本医科学研究所環境分析センター	0138-45-8878	岐阜県	(株)神岡衛生社	0578-82-0337
青森県	青森県環境保健センター	017-736-5411	岐阜県	(株)総合保健センター	0574-63-7703
青森県	(社)青森県薬剤師会衛生検査センター	017-742-8825	静岡県	(財)静岡県生活科学検査センター	054-621-5003
岩手県	(社)岩手県薬剤師会	019-641-4401	静岡県	(株)静環検査センター	054-634-1000
岩手県	岩手県環境保健研究センター	019-656-5666	愛知県	愛知県衛生研究所	052-910-5644
岩手県	地熱エンジニアリング(株)盛岡営業所	019-684-4390	愛知県	(株)環境科学研究所	052-902-4456
岩手県	(株)大東環境科学総合技術センター	019-698-2671	愛知県	(財)中部微生物研究所	0533-76-2228
宮城県	(財)宮城県公害衛生検査センター	022-391-1133	愛知県	(株)東海分析化学研究所	0533-75-2250
宮城県	(財)宮城県公衆衛生協会	022-771-4722	三重県	三重県科学技術振興センター 保健環境研究部	0593-29-2917
秋田県	秋田県健康環境センター	018-832-5005	三重県	(財)三重県環境保全事業団	059-245-7508
秋田県	(株)秋田県分析化学センター	018-862-4930	滋賀県	滋賀県衛生科学センター	077-537-3050
秋田県	(財)秋田県総合保健事業団 (児桜検査センター)	018-831-2011 (018-845-9293)	滋賀県	(株)日吉	0748-32-5111
山形県	山形県衛生研究所	023-622-2543	京都府	京都府保健環境研究所	075-621-4067
山形県	日本環境科学(株)	023-644-6900	京都府	(社)京都微生物研究所 総合科学分析センター	075-593-3320
山形県	(株)丹野	023-641-1141	大阪府	大阪府立公衆衛生研究所	06-6972-1321
山形県	(株)理研分析センター	0235-24-4427	大阪府	(株)応用地学研究所	06-6319-3600
福島県	(社)福島県薬剤師会	024-549-2198	大阪府	(株)日本医学臨床検査研究所 エコテクノ事業部	06-6995-2680
福島県	福島県衛生研究所	024-546-8694	大阪府	(株)東邦微生物病研究所	06-6648-7157
福島県	(株)新環境分析センター 福島県分析センター	024-959-1771	大阪府	日本水処理工業(株)	06-6363-6370
茨城県	(財)茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター	029-225-9300	兵庫県	(株)総合水研究所	072-224-3532
茨城県	茨城県衛生研究所	029-241-6652	兵庫県	兵庫県立健康環境科学研究所	078-511-6640
茨城県	クリタ分析センター(株)	029-836-7011	奈良県	奈良県保健環境研究センター	0742-20-2883
栃木県	(社)栃木県薬剤師会	028-658-9877	和歌山県	和歌山県環境衛生研究センター	073-423-9570
栃木県	平成理研(株)	028-660-1700	鳥取県	(財)鳥取県保健事業団	0857-23-4841
栃木県	株式會社総研	028-622-9912	島根県	(財)島根県環境保健公社	0852-24-0207
群馬県	群馬県衛生環境研究所	027-232-4881	岡山県	(財)岡山県健康づくり財団	086-246-6254
群馬県	(社)群馬県薬剤師会	027-223-6355	広島県	(株)日本総合科学環境技術センター	084-981-0181
千葉県	千葉県衛生研究所	043-266-6723	広島県	(財)広島県環境保健協会	082-293-1511
千葉県	(株)上総環境調査センター	0438-36-5001	山口県	山口県環境保健センター	083-924-3670
東京都	(財)中央温泉研究所	03-3987-0751	徳島県	徳島県保健環境センター	088-625-7751
神奈川県	神奈川県温泉地学研究所	0465-23-3588	徳島県	(社)徳島県薬剤師会検査センター	088-655-1100
神奈川県	(財)北里環境科学センター	042-778-9208	香川県	香川県環境保健研究センター	087-825-0400
新潟県	新潟県保健環境科学研究所	025-263-9415	香川県	(社)香川県薬剤師会検査センター	087-834-5145
新潟県	(社)県央研究所	0256-34-7072	愛媛県	愛媛県立衛生環境研究所	089-931-8757
新潟県	(財)新潟県環境分析センター	025-284-6500	高知県	高知県衛生研究所	088-821-4960
新潟県	(社)新潟県環境衛生中央研究所	0258-46-7151	福岡県	(財)九州環境管理協会	092-662-0410
新潟県	(財)上越環境科学センター	025-543-7664	福岡県	福岡県保健環境研究所	092-921-9948
富山県	富山県衛生研究所	0766-56-5506	福岡県	九電産業(株)環境部	092-671-6071
富山県	(株)環研	076-429-3275	福岡県	(財)北九州生活科学センター	093-881-8282
富山県	(株)安全性研究センター	076-431-6810	福岡県	(株)大平環境科学センター	092-504-1220
富山県	ゼオノース(株)環境分析事業部	0766-25-6385	福岡県	(株)シー・アール・シー食品環境衛生研究所	092-623-2211
富山県	ダイヤモンドエンジニアリング(株)分析事業所	0765-24-3521	佐賀県	佐賀県衛生薬業センター	0952-30-5009
富山県	(株)環境理研	0763-33-2303	佐賀県	(財)佐賀県環境科学検査協会	0952-22-1651
富山県	アースコンサル(株)	0766-56-1180	長崎県	西部環境調査(株)	0956-20-3232
石川県	石川県保健環境センター	076-229-2011	熊本県	(社)熊本県薬剤師会医薬品検査センター	096-370-5800
石川県	(財)北陸保健衛生研究所	076-224-2122	熊本県	(株)同仁グローカル	096-286-1311
石川県	(株)エオネックス	076-238-9685	熊本県	(株)三計テクノス	096-388-1222
福井県	福井県衛生環境研究センター	0776-54-5630	熊本県	ニチゴー九州(株)	0964-22-0131
福井県	(株)福井環境分析センター	0778-21-0075	大分県	大分県衛生環境研究センター	097-554-8980
福井県	(株)北陸環境科学研究所	0776-22-2771	大分県	(株)エスビーシーテクノ九州	097-552-4125
山梨県	(株)山梨県環境科学検査センター	055-278-1600	大分県	(社)大分県薬剤師会	097-544-4400
山梨県	山梨県衛生公害研究所	055-253-6721	大分県	(株)住化分析センター大分事業所	097-523-1962
山梨県	(株)メイキョー	055-228-2858	大分県	松尾機器産業(株)	097-556-6277
山梨県	(社)山梨県食品衛生協会	055-228-1830	宮崎県	宮崎県衛生環境研究所	0985-58-1410
長野県	長野県環境保全研究所	026-227-0354	鹿児島県	(社)鹿児島県薬剤師会	099-253-8935
長野県	(社)長野県薬剤師会検査センター	0263-32-0276	鹿児島県	(財)鹿児島県環境技術協会	099-262-0110
長野県	(株)科学技術開発センター	026-263-2010	鹿児島県	(株)鹿児島県環境測定分析センター	099-266-1086
長野県	(株)コーエキ	0266-23-2155	鹿児島県	(株)東洋環境分析センター鹿児島事業所	099-246-2223
長野県	(株)環境科学	0263-40-0577	沖縄県	(財)沖縄県環境科学センター	098-875-1941

温泉法改正のあらまし

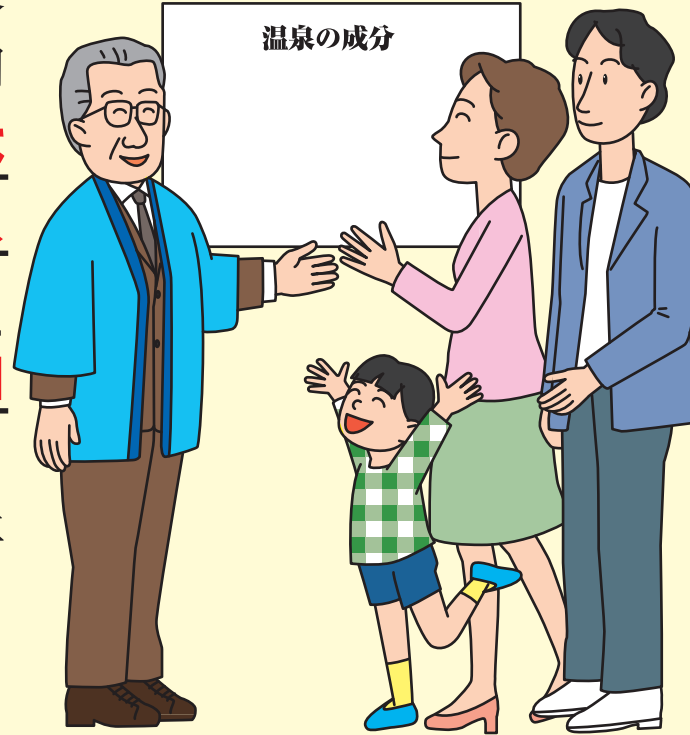


温泉成分の定期的な分析が義務付けられました

衛生上の観点や温泉利用者の温泉への信頼の確保の観点から、温泉利用事業者に対して**温泉成分の定期的な分析（10年ごと）、その結果に基づく掲示内容の更新が義務づけられました。**

改正温泉法は、**平成19年10月20日から施行されます。**

再分析の実施期限は、現行の分析年月日ごとに下記のとおりとなりますので、ご注意ください。



■平成12年1月1日以前に温泉の成分分析を行っている場合、平成21年12月31日までに温泉成分再分析とその結果に基づく内容の掲示が必要です。

平成12年1月1日以前の分析 → 平成21年12月31日までに再分析 (10年以内) → 再分析

※以後10年以内に温泉成分再分析とその結果に基づく内容の掲示が必要となります。

■分析年月日が不明な場合、平成21年12月31日までに温泉成分再分析とその結果に基づく内容の掲示が必要です。

分析年月日が不明 → 平成21年12月31日までに再分析 (10年以内) → 再分析

※以後10年以内に温泉成分再分析とその結果に基づく内容の掲示が必要となります。

■平成12年1月2日以降に温泉の成分分析を行っている場合、分析書記載の分析終了年月日から10年以内に温泉成分再分析とその結果に基づく内容の掲示が必要です。

平成12年1月2日以降の分析 → 10年以内 → 再分析 → 10年以内 → 再分析

※以後10年以内に温泉成分再分析とその結果に基づく内容の掲示が必要となります。

■温泉分析書

第0000号

温泉分析書

1. 分析申請者 住所 ○○県△△市□□町1丁目2番3号
氏名 株式会社○○○○
代表取締役 □□□□

2. 源泉名及び湧出地 源泉名 △△△温泉
湧出地 ○○県△△市□□町4丁目5番6号

3. 湧出地における調査及び試験成績
(イ) 調査及び試験者 ○○衛生研究所 △△△△
(ロ) 調査及び試験年月日 平成00年00月00日
(ハ) 泉温 42.5℃(調査時に於ける気温 13℃)
(ニ) 湧出量 320 L/min(掘さく・動力揚湯)
(ホ) 知覚的試験 無色澄明強鹹味微微硫黄臭
(ヘ) pH値 7.3 (ガラス電極法)
(ト) ラドン(Rn) — ×10⁻¹⁰ Ci/kg (— M.E./kg)

4. 試験室における試験成績
(イ) 試験者 ○○衛生研究所 △△△△ □□□□
(ロ) 分析終了年月日 平成00年00月00日
(ハ) 知覚的試験 赤褐色沈殿有り、澄明強鹹味無臭
(ニ) 密度 1.0104 g/cm³(20℃/4℃)
(イ) 硫酸根イオン(SO₄²⁻) 7.25 (ガラス電極法)
(ヘ) 塩化物イオン(Cl⁻) 17.64 g/kg (110℃)

5. 分析中の成分・分量及び組成

陽イオン	成分	ミigram	ミil	ミil%
ナトリウムイオン(Na ⁺)	5649	245.7	83.32	
カリウムイオン(K ⁺)	86.2	2.20	0.75	
アンモニウムイオン(NH ₄ ⁺)	16.8	0.93	0.32	
マグネシウムイオン(Mg ²⁺)	270.2	22.23	7.54	
カルシウムイオン(Ca ²⁺)	472.9	23.60	8.00	
アルミニウムイオン(Al ³⁺)	0.2	0.02	0.01	
鉄(Ⅱ)イオン(Fe ²⁺)	5.4	0.19	0.06	
マンガンイオン(Mn ²⁺)	0.2	0.01	0.00	
陽イオン計	6501	294.9	100	

陰イオン	成分	ミigram	ミil	ミil%
フッ素イオン(F ⁻)	<0.05	—	—	
塩素イオン(Cl ⁻)	10010	282.3	98.25	
臭素イオン(Br ⁻)	28.7	0.36	0.13	
ヨウ素イオン(I ⁻)	15.2	0.12	0.04	
硫酸根イオン(SO ₄ ²⁻)	<0.1	—	—	
硝酸根イオン(NO ₃ ⁻)	4.3	0.09	0.03	
炭酸水素イオン(HCO ₃ ⁻)	271.5	4.45	1.55	
炭酸イオン(CO ₃ ²⁻)	0.3	0.01	0.00	
陰イオン計	10330	287.3	100	

(ハ) 遊離成分

非 解 離 成 分	成分	ミigram	ミil
メタケイ酸(H ₂ SiO ₃)	56.5	0.72	
メタホウ酸(HBO ₂)	68.9	1.57	
メタ亜硫酸(H ₂ AsO ₃)	<0.01	—	
非 解 離 成 分 計	125.4	2.29	

溶存物質計(ガス性のものを除く) 16.96 g/kg

溶 存 ガ ス 成 分	成分	ミigram	ミil
遊離二酸化炭素(CO ₂)	20.7	0.47	
遊離硫化水素(H ₂ S)	<0.1	—	
溶 存 ガ ス 成 分 計	20.7	0.47	

成分総計 16.98 g/kg

6. 泉質 ナトリウム-塩化物強塩温泉(高張性・中性・高温泉)

7. 禁忌症、適応症等 温泉分析書別表5に記載する。
平成00年00月00日

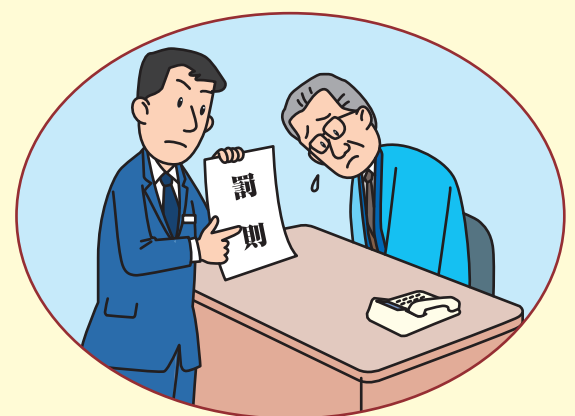
登録番号 第00000号
○○県△△市□□町1丁目2番3号
○○衛生研究所
□□□□

ここで確認!
「分析終了年月日」

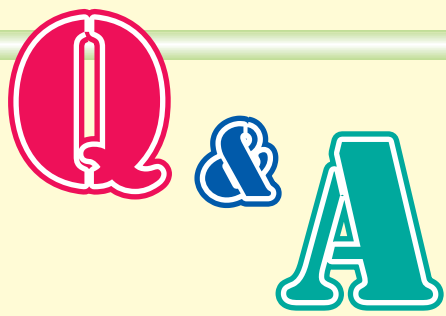
■掲示例



違反すると罰則規定
(30万円以下の罰金)が適用されます。



定期的な温泉成分分析の義務付けについての

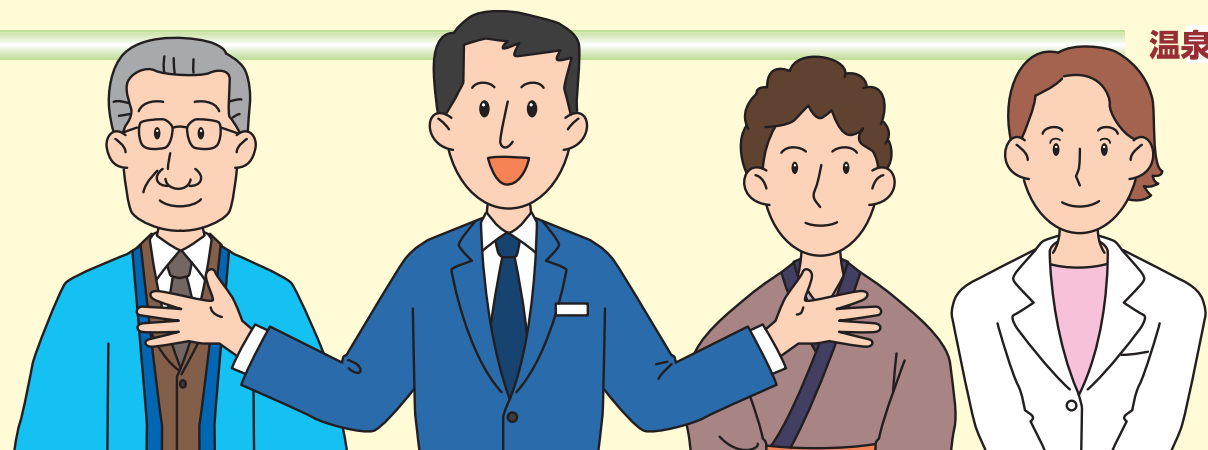


1 温泉成分の分析について

- Q1** どのような分析機関に分析を依頼したら良いのですか？
- A1** 温泉法に基づき各都道府県に登録している「登録分析機関」となります。(P7参照)
- Q2** 温泉成分分析にはどの程度の費用がかかるのですか？
- A2** それぞれの分析機関ごとに異なりますが、約10万円程度と見込まれます。
- Q3** 温泉成分の分析には、どの程度の期間がかかるのですか？
- A3** 分析機関の混雑状況等によっても異なりますが、2週間から1ヶ月程度を要する場合があります。事前に、分析機関へ期間についても相談し、確認してください。
- Q4** 温泉の成分分析は、どの場所で実施すれば良いのですか？
- A4** 温泉成分の掲示は、入浴者の健康保護等を目的として行うものであり、成分分析は温泉の利用施設において行うことを原則とし、源泉における分析は、源泉の成分と利用施設の成分とに差異がない場合に限定して認めています。
- Q5** 地震など地殻変動等の自然現象等が発生し、色やにおいなどに異常が見られ、明らかに温泉の成分に大きな影響が及ぼされていることが予測される場合、再分析を行う必要があるのですか？
- A5** 情報提供の充実の観点から、急激に変化したことが明らかな温泉に対しては、10年の期間内であっても自主的に温泉の成分分析を行うことが望ましいと考えています。

2 成分分析結果について

- Q1** 公共の浴用又は飲用に供する者ではなく、行政機関、源泉所有者及び温泉供給元などが登録分析機関に分析を依頼した分析結果をもって、掲示の変更を行っても良いのですか？
- A1** 成分分析は、公共の浴用等に供する温泉の成分が衛生上有害か否かを確認するとともに、利用者への情報提供の充実を図るため実施するものであり、源泉所有者や温泉供給元などが登録分析機関へ依頼した温泉分析結果に基づいて、当該温泉を公共の浴用等に供する者が施設内に掲示をしても差し支えありません。
- Q2** 自主的に毎年成分分析を実施している場合、その分析結果が出される都度、掲示内容を変更しなければならないのですか？
- A2** 温泉法上は、前回の温泉成分分析を受けた日から政令で定める期間(10年)内の分析結果を掲示していればよいことになっています。ただし、新たな分析結果が得られているのであれば、利用者への情報提供の充実の観点から、直近の分析結果を掲示することが望ましいと考えます。



- Q3** 再分析の結果、成分にほとんど変化が見られない場合でも、掲示の変更は必要なのですか？
- A3** 温泉成分の定期的な分析を義務付けており、成分変化の有無に関係なく、新しい分析結果に基づく成分等(温泉の成分の分析年月日を含む。)の掲示内容の更新が必要となります。
- Q4** 当該施設においては、最新の温泉分析書とともに、歴史ある温泉であることを紹介するため、大昔の温泉分析書を掲示したいのですが、問題はありますか？
- A4** 10年以内の温泉成分分析結果に基づく温泉の成分が明確に掲示されており、利用者が直近の温泉の成分と誤解を招かない工夫がなされている場合には、大昔の温泉分析書を展示しても差し支えありません。
- Q5** 再分析の結果、従来の泉質と異なる泉質に変化した場合には、利用の許可を取り直す必要があるのですか？
- A5** 温泉法上の温泉であることに変わりはないので、利用許可の取り直しは必要ありませんが、禁忌症等の掲示内容を変更しなければならないので、あらかじめ変更内容を都道府県知事へ届け出てください。

参照条文
温泉法の一部を改正する法律(平成19年法律第31号)
附則
(温泉成分分析に関する経過措置)
第2条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の温泉法(以下「旧法」という。)第14条第1項の規定による掲示が、温泉法の一部を改正する法律(平成13年法律第72号)附則第5条の規定の適用を受けて、旧法第14条第2項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析の結果に基づかないでされていた場合であって、当該掲示が、同項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析と同等以上の信頼性を有するものとして環境省令で定める温泉の成分についての分析及び検査の結果に基づいてされていた場合には、当該分析及び検査を同項の登録分析機関の行った同項の温泉成分分析とみなして、この法律による改正後の温泉法(以下「新法」という。)第18条第2項及び第3項の規定を適用する。
2 新法第18条第3項の規定は、この法律の施行の際現に温泉を公共の浴用又は飲用に供している者であって、平成21年12月31日までに同項の規定に基づき同条第2項の温泉成分分析を受けなければならないこととなるものについては、同日までは、適用しない。

温泉法の一部を改正する法律(平成19年法律第31号)
(温泉の成分等の掲示)
第18条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示しなければならない。
1 温泉の成分
2 禁忌症
3 入浴又は飲用上の注意
4 前3号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの
2 前項の規定による掲示は、次条第1項の登録を受けた者(以下「登録分析機関」という。)の行う温泉成分分析(当該掲示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。)の結果に基づいてしなければならない。
3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して30日以内に、当該結果に基づき、第1項の規定による掲示の内容を変更しなければならない。
4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第1項の規定による掲示をし、又はその内容を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。
5 都道府県知事は、第1項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

温泉法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第228号)
第1条 温泉法(以下「法」という。)第18条第3項の政令で定める期間は、前回の温泉成分分析を受けた日から10年以内とする。

温泉利用事業者が掲示しなければならない項目

以下の事項を、施設内の見やすい場所に掲示することが義務付けられています。

- 1 源泉名
- 2 温泉の泉質
- 3 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- 4 温泉の成分
- 5 温泉の成分の分析年月日
- 6 登録分析機関の名称及び登録番号
- 7 浴用又は飲用の禁忌症
- 8 浴用又は飲用の方法及び注意
- 9 温泉に水を加えて公共の浴用に利用する場合は、その旨及びその理由
- 10 温泉を加温して公共の浴用に利用する場合は、その旨及びその理由
- 11 浴槽等で使用された温泉を再び浴槽等で使用する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む）及びその理由
- 12 温泉に入浴剤を加え、または温泉を消毒して利用する場合は、入浴剤の名称または消毒の方法及びその理由



※ 9～12の項目については、実施している場合に掲示することが義務付けられています。

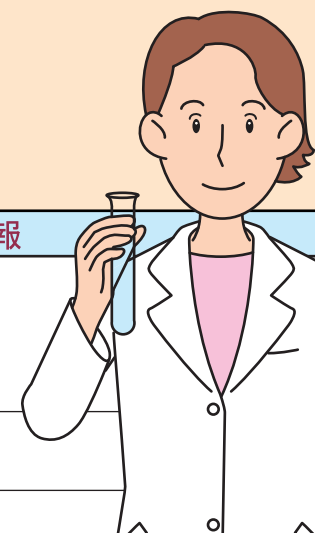
自主的に掲示することが望ましい項目

最近、温泉利用者から多くの情報提供が求められています。温泉利用事業者におかれましては、以下の項目などについても自主的、積極的な情報提供をお願いします。

- ◎加水・加温・循環及び入浴剤や消毒処理の程度
- ◎加水する場合の、水道水・井戸水・沢水等の種別
- ◎源泉の状況（自噴・動力揚湯の別、ゆう出量、掘削深度など）
- ◎温泉利用施設及び浴槽の清掃の状況
- ◎湯の入替頻度
- ◎浴槽の湯口等における飲用の適否等の情報

■自主的な掲示例

利 用 源 泉 に 関 す る 情 報		
源泉	源 泉 名 ゆう出形態・掘削深度 泉 温 ・ ゆ う 出 量 源 泉 所 在 地	□□源泉 動力揚湯、1, 200m 55. 5℃、毎分60ℓ ××県△△郡○○町□□
泉質	泉 質 名 掲 示 用 泉 質 名	カルシウム・ナトリウム-硫酸塩泉 硫酸塩泉 (pH7. 1)
引湯	引湯方法・距離	保温パイプにより1000m引湯



浴 槽 の 温 泉 利 用 に 関 す る 情 報			
項 目		状 況	方 法 ・ 理 由 等
給排湯	循 環 装 置 給排湯方式	あり 放流循環併用式	衛生管理のため、循環ろ過装置を通年使用しています 新しい温泉を常時補給しながら循環ろ過装置を使用しています
加 水	加 水	あり	泉温が高いため、ならびに温泉の量を補うために、井戸水を通年20%加水しています
加 温	加 温	あり	入浴に適した温度に保つため通年加温しています
新 湯	新 湯	注入量毎分50. 5ℓ	左記注入量で浴槽が満たされるまでの時間：3時間45分
入 替	入 替	45. 5℃ 浴槽温度 42. 0℃ 入替頻度 7日毎	換水時に塩素系薬剤で浴槽を洗浄しています
添 加	入 浴 剤 消 毒 剤	なし あり 不適	入浴剤等は一切加えていません 衛生管理のため塩素系薬剤を通年使用しています 浴槽湯口のお湯は飲用できません

●●●●●問い合わせ先●●●●●

- ◆温泉成分分析の依頼は、登録分析機関（P7参照）へお問い合わせ下さい。
- また、不明な点がある場合には、都道府県、保健所設置市及び特別区の温泉担当課、または最寄りの保健所等にお問い合わせください。